令和5年 第4回

佐伯市議会定例会議案

(追加議案)

9月定例会 佐 伯 市

令和5年第4回佐伯市議会定例会議案目次(追加議案)

(認 定)

番		号	件名	ページ
第	1	号	令和4年度佐伯市各会計決算の認定について	
第	2	号	令和4年度佐伯市水道事業会計決算の認定について 4	
第	3	号	令和4年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について	

(報告事項)

番	号	件名	ページ
第1	3号	健全化判断比率及び資金不足比率について(令和4年度佐伯市各会計)	6
第1	4号	資金不足比率について(令和4年度佐伯市水道事業会計)	7
第1	5号	資金不足比率について(令和4年度佐伯市下水道事業会計)	8

認定第1号

令和4年度佐伯市各会計決算の認定について

次に掲げる令和4年度佐伯市各会計決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付す る。

令和5年9月20日提出

- 1 佐伯市一般会計
- 2 佐伯市国民健康保険特別会計
- 3 佐伯市後期高齢者医療特別会計
- 4 佐伯市介護保険特別会計
- 5 佐伯市介護予防支援事業特別会計
- 6 佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計
- 7 佐伯市地方卸売市場事業特別会計
- 8 佐伯市大島航路事業特別会計
- 9 佐伯市蒲江·深島航路事業特別会計
- 10 佐伯市農業集落排水事業特別会計
- 11 佐伯市漁業集落排水事業特別会計
- 12 佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計
- 13 佐伯市生活排水処理事業特別会計
- 14 佐伯市飲料水供給事業特別会計

認定第2号

令和4年度佐伯市水道事業会計決算の認定について

令和4年度佐伯市水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月20日提出

認定第3号

令和4年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度佐伯市下水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月20日提出

第13号報告

健全化判断比率及び資金不足比率について(令和4年度佐伯市各会計)

令和4年度佐伯市各会計の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の 規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—%	<u> </u>	9.7%	—%
(12.10%)	(17.10%)	(25.0%)	(350.0%)

(備考) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はない。

- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準
- 3 早期健全化基準以上のときは、財政健全化計画の策定等の措置が必要

2 資金不足比率

公営企業会計名	資金不足比率	備 考
地方卸売市場事業特別会計	—%	1 各公営企業会計の資金
大島航路事業特別会計	—%	不足額はない。
蒲江・深島航路事業特別会計	-%	2 資金不足比率が 20%以
農業集落排水事業特別会計	—%	上のときは、経営健全化
漁業集落排水事業特別会計	—%	計画を定めなければなら
小規模集合排水処理事業特別会計	—%	ない。
生活排水処理事業特別会計	- %	

第14号報告

資金不足比率について(令和4年度佐伯市水道事業会計)

令和4年度佐伯市水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

資金不足比率	備考
	1 水道事業会計の資金不足額はない。
	2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事
<u> </u>	業規模に対する資金の不足額の比率をいう。
	3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健
	全化計画を定めなければならない。

第15号報告

資金不足比率について(令和4年度佐伯市下水道事業会計)

令和4年度佐伯市下水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全 化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊のとおり監 査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

資金不足比率	備考
	1 下水道事業会計の資金不足額はない。
	2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事
<u> </u>	業規模に対する資金の不足額の比率をいう。
	3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健
	全化計画を定めなければならない。